

自動車運送事業者のみなさまへ

～運行管理者講習制度が変更となりました～

変更概要

- ・ 運行管理者の一般講習の通知が廃止されました。
- ・ 講習の実施機関に、民間企業等が加えられます。
(従来どおり自動車事故対策機構でも受講可能です。)

これまで運行管理者の一般講習については、運輸支局長等から通知をしていましたが、このたび、関係法令等が改正され、講習の通知が廃止となりましたのでお知らせします。

今後は、運行管理者講習の対象者及び受講時期を各自で管理することが必要となります。

運行管理者に講習を受講させることは、法令で義務づけられていますので、つきましては、下記事項に留意し適切な対応に努めて下さい。

記

1. 一般講習については、運輸支局長からの通知が廃止されたので、事業者自らが講習時期の管理をし、適切な時期に受講させて下さい。
2. 一般講習は2年に一度受講させて下さい。
3. 受講させる講習は、一般講習の代わりに基礎講習であっても構いません。
4. 講習実施機関は、独立行政法人自動車事故対策機構のほか、認定された民間企業等となりますので、事業者自らで受講する講習実施機関を選択して下さい。
5. 講習の日程、申し込み方法等につきましては、各講習実施機関にお問い合わせ下さい。

運行管理者の一般講習の受講パターン例

年度 対象者	22	23	24	25	26	27	...
平成22年度に講習を受講した方	○ 受講済み		○		○		○
平成23年度に講習を受講した方		○ 受講済み		○		○	
平成24年度に選任された方			○		○		○

○ 運行管理者には、原則、2年ごとに一般講習を受講させることが必要です。

☆ 平成23年度に受講済みの運行管理者は、平成25年度中に受講させて下さい。

○ 新たに選任した運行管理者には、原則、当該選任した年度内に一般講習を受講させて下さい。

☆ 選任年度に未受講の場合は、翌年度に必ず受講させて下さい。

(注) 特別講習の通知があった運行管理者が所属する営業所に選任されている全ての運行管理者には、一般講習を2年連続して受講させて下さい。

中部運輸局自動車技術安全部
保安・環境課